### 緑化推進事業補助金 高山市

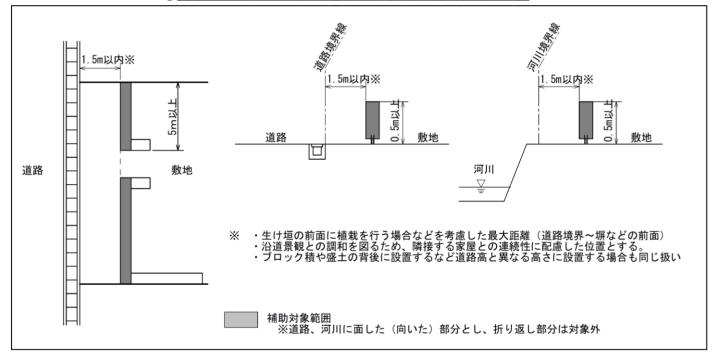


概 要 高山市では、緑豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため、 生けがき設置工事をする場合に、工事費の一部について補助 する事業を実施しています。

必ず 工事前に 手続きを

# 該当条件

- ①都市計画で定める用途地域内において、公衆用道路又は河川に面 する部分(面する部分が公衆用道路又は河川から1.5m以内) に設置する生けがきであること。
- ②生けがきとして植栽する樹木は、高さが約0.5m以上、幅が0.2m 以上のもので生けがきの長さは5m以上であること。
- ③生けがきとして5年以上活用するものであること。 ④樹木は「カイズカイブキ」以外の樹種を植栽すること。



# 補助額

補助対象となる生けがきの設置にかかった費用の1/3以内(千円未満切捨て)の 額とし1カ所につき9万円を限度とします。

## ■高木植栽事業

## その他 補助対象事業

### 【該当条件】

- ①都市計画で定める用途地域内の工場・駐車場・共同住宅 等の敷地内において、公衆用道路に面する部分(1.5m 以内)に植栽する高木であること。
- ②高木として植栽する樹木は、おおむね高さ3m以上のもの であること。
- ③高木として5年以上活用するものであること。
- ④樹木は「カイズカイブキ」以外の樹種であること。

### 【補助額】

当該事業に要する経費の1/3以内の額(千円未満切り捨て) とし、高木植栽1本につき1万8千円を限度とします。

## ■駐車場・町内集会所 などの施設緑化事業

- ①都市計画で定める用途地域内の駐車場・町内集会所等の 敷地内において、公衆用道路に面する部分(1.5m以内) であること。
- ②植栽樹木の樹高は、おおむね1.5m以上のものであること。
- ③植栽時に樹木の1/2以上が道路から望見できるものであ
- ④植栽する長さは5m以上であること。
- ⑤植栽後5年以上活用するものであること。

当該事業に要する経費の1/3以内の額(千円未満切り捨て) とし、1カ所につき36万円を限度とします。

# 手続きの流れ

# 高山市役所 (都市計画課) 申請者(事業者) 請負の場合は見積書の取り寄せ 自己施工の場合は使用する資材等の金額確認 事業計画書、補助金交付申請書の記入 ※計画書通りに実施できない場合は変更申請が 必要となりますので、可能な限り具体的な内容 を確認・計画し、記入してください。 事業計画書、補助金交付申請書の提出 受 ·> 付 ※添付書類: ①見積書の写し ②写真(着工前) ③位置図 ④計画図 書類審査 ※必ず事業着手の2週間前までに申請書をご提出ください。 補助指令 補助指令書受け取り <… (補助金の交付決定) (交付条件等内容の確認) 契約(請負の場合)、事業着手 (作業中の写真を撮ってください) 当初の計画どおりに実施できない場合 は、事業内容変更承認申請書の提出が 必要です。 事業完了 (完了後の写真を撮ってください) 必要経費や期間等に変更がありましたら、 お早めに都市計画課へお知らせください。 事業費用の支払い (領収書を忘れずに受け取ってください) 補助事業実績報告書の記入 補助事業実績報告書の提出 受 付 ..> 次派付書類 ①請求書及び領収書の写し ②写真(施工中、完成後) ③契約書又は注文書等の写し 書類審査 補助金受け取り 補助金支出決定、事務処理 <∙ (振込指定された口座へ入金)

高山市 都市政策部 都市計画課 景観公園緑地係

電話 0577 (35 ) 3180 FAX 0577 (35 ) 3168

HP https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006104.html

